

議案第50号

一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

次のとおり一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月18日 提出

四條畷市長 銭 谷 翔

提案理由

フレックスタイム制による勤務形態の柔軟化に伴い、退職手当の支給要件に関する規定の整備を行うほか、地方公務員法の一部改正に伴う引用条項の整備を行いたく、本案を提案した。

一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和40年条例第387号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「規則」の次に「(以下この項において「条例等」という。)」を、「与えられた日」の次に「及び条例等により、4週間を超えない範囲内で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日」を加える。

(一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の退職手当に関する条例（令和4年条例第20号）の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。